

高知県軌道維持特別対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県軌道維持特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、軌道の安全の確保及び維持を図るため、軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受け、軌道を敷設して運輸事業を営業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、とさでん交通株式会社とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、軌道運行の安全の確保に必要な施設及び設備の修繕に係る事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 本県において県税の滞納があること。
- (2) 別表第2に掲げるいずれかに該当すること。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を行ったときは、別記第2号様式による交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第4号様式による交付決定変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、別記第5号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(2) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。

- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (6) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定及びその取消しに当たり、必要があると認められるときは、許可等を行う官公署に対し、必要となる資料の提供を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これらを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式による額の確定通知書により当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第7条第2項の規定により通知した補助金の交付決定額（第8条第2項の規定による補助金の交付の決定の変更をした場合は、その変更後の額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第14条 知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第2に掲げるいずれかに該当した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具等とする。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過するとき（第 4 項において「財産処分制限期間」という。）までは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により取得財産等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第 2 項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（情報の開示）

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（公共工事の品質確保及びグリーン購入の促進）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

- 2 補助事業者は、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 21 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基

づき交付された補助金については、第10条第2号及び第3号、第11条、第12条第3項、第13条第3項及び第4項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	備考
軌道運行の安全確保に必要な施設及び設備の修繕に係る事業	とさでん交通株式会社	軌道運行の安全確保に必要な施設及び設備の修繕に係る経費	2分の1以内	消費税は、補助対象外とする。

注 次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- 1 高知県安全安心の施設整備事業費補助金が交付された事業（市町村事業分を含む。）
- 2 鉄道施設総合安全対策事業費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金が交付された事業

別表第2（第7条、第10条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。